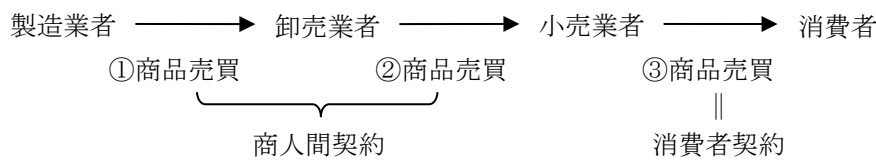
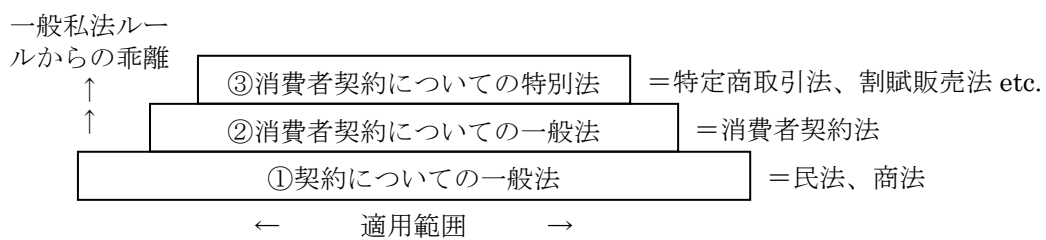


6.消費者契約

6-1.消費者契約と法規制



消費者の利益保護の必要性→消費者法 (4-1(2)(b))



*適用順序：③が最優先、次が②、最後に①（消費契約 11）

6-2.消費者契約法

(1)概要

消費者契約（消費契約 2III。なお、消費契約 48）

消費者（消費契約 2 I） **=====** 事業者（消費契約 2 II）

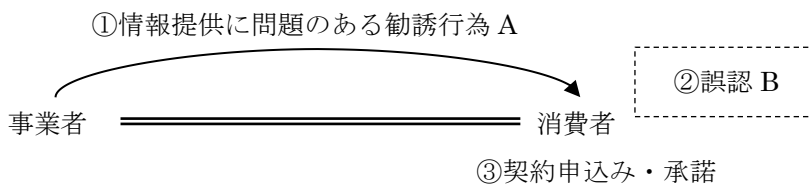
学校法人と学生の間で結ばれる契約（在学契約）は？（最判平 18・11・27 民集 60-9-3437）

契約の拘束力（民法の原則）

⇔消費者契約法

- ・ 契約締結過程（プロセス）に問題→取消権（⇔民 95・96）
- ・ 契約内容に問題→契約条項の無効（⇔民 90・91）

(2)消費者の取消権



類型	A：情報提供に問題のある勧誘行為	B：消費者の誤認内容
不実告知 (消費契約 4 I ①)	重要事項について事実と異なることを告げること ——重要事項は下記[1][2][3]	当該告げられた内容が事実であるとの誤認
断定的判断 (消費契約 4 I ②)	物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること	当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認
不利益事実の不告知 (消費契約 4 II)	ある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る）を故意又は重大な過失によって告げなかったこと ——重要事項は下記[1][2]	当該事実が存在しないとの誤認

*重要事項の意義（消費契約 4 V）

- [1] 当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
- [2] 当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
- [3] 前記[1][2]のほか、当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情

事例 6-a 不実告知

アカリさんは、街頭で英会話学校の勧誘を受け、英会話を習う契約を締結した。勧誘の際には講師が全員アメリカ人であると聞いていたのに、実際にあった講師はカナダ人だった。

事例 6-b 断定的判断の提供

アカリさんは、証券会社の担当者から、「A 会社の株式は来年確実に値上がりする」と告げられたので A 会社株式を買い付けたが、A 会社の株式は大幅に値下がりしたため、多額の損失が発生した。

事例 6-c 不利益事実不告知

アカリさんは、「眺望・日当たり良好」という不動産業者の説明を信じて、マンションを購入した。ところがその半年後、隣接地にビルが建設され、眺望・日照がほとんど妨げられるようになった。勧誘の際、不動産業者は隣接地に建設計画があると知っていたにもかかわらず、そのことを説明しなかった。

(3) 契約条項の無効

(a) 具体的な契約条項の無効（消費契約 8～9）

類型	無効となる条項
債務不履行責任・不法行為責任の全部免除（消費契約 8 I ①③）	事業者の責任の全部を免除し、または当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項
故意・重過失による債務不履行責任・不法行為責任の一部免除（消費契約 8 I ②④）	事業者の責任（事業者、その代表者・使用人の故意・重過失によるもの）の一部を免除し、または当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項
免責範囲が不明確な条項（消費契約 8 III）	事業者の責任（事業者、その代表者・使用人の故意・重大な過失によるものを除く）の一部を免除する消費者契約の条項であり、当該条項において事業者、その代表者・使用人の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないもの
消費者の解除権放棄（消費契約 8 の 2）	事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、または当該事業者はその解除権の有無を決定する権限を付与する消費者契約の条項
契約解除に伴う損害賠償額の予定・違約金（消費契約 9 ①）	当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える損害賠償額の予定・違約金条項 ——超過分について無効
金銭債務の履行遅滞にもとづく損害賠償額の予定・違約金（消費契約 9 ②）	（未払額×年 14.6%）を超える損害賠償額の予定・違約金条項 ——超過分について無効

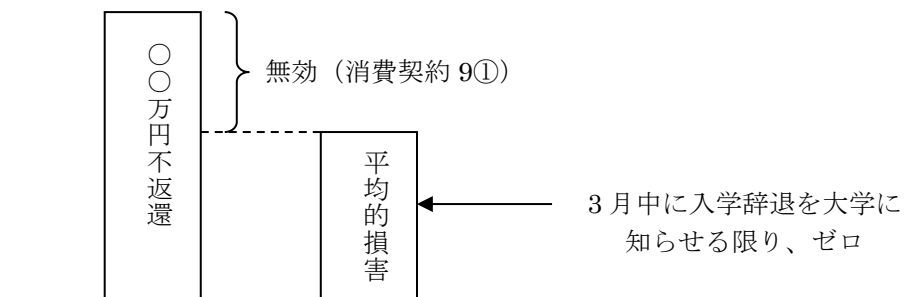
学納金返還訴訟

学納金（学生納付金）：入学金＋授業料（初学期または初年度）＋諸費用

最判平 18・11・27 民集 60-9-3437

①入学金を返還しないという部分

②授業料等を返還しないという部分＝損害賠償額の予定



(b)一般条項による無効（消費契約 10）

①任意規定を適用する場合に比べて、消費者の権利を制限・義務を加重

②信義則に反して消費者の利益を一方的に害する
（消費者に不利益を与えることに合理的理由なし）

賃貸借契約の更新料（契約更新時に家賃の数か月分を更新料として家主に支払い）

→最判平 23・7・15 民集 65-5-2269（更新料について契約書に明確・一義的に記載）

6-3. 特定商取引法

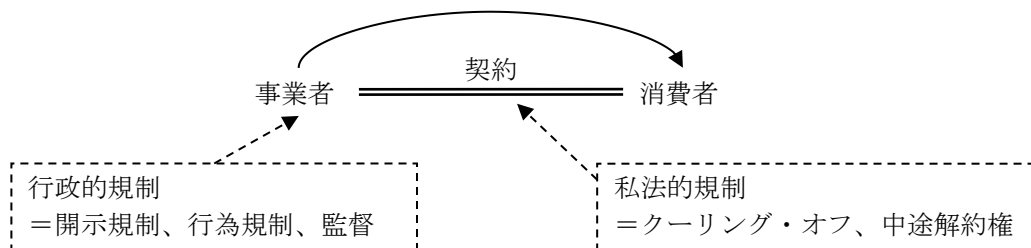
(1) 概要

特殊な販売方法・取引方法：キャッチ・セールスなど→契約締結圧力

特定商取引に関する法律（特定商取引法）

特殊な販売・取引方法

＝訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供 etc.



(2) 訪問販売

訪問販売＝店舗以外で勧誘

→心の準備のない消費者への強引な勧誘、契約条件が不明確、責任追及が困難

特定商取引 2 I ①、特定商取引則 1：業者が営業所等以外の場所で申込みを受け、または、
契約を締結する場合＝狭い意味での訪問販売＋街頭販売

特定商取引 2 I ②、特定商取引令 1：業者が営業所等以外の場所で呼び止めて営業所等に同
行させた者（またはその他の方法で誘引した者）と、営業所等で申込みを受け、または、
契約を締結する場合

＝キャッチ・セールス、アポイントメント・セールスなど

(3)クーリング・オフ（申込みの撤回等）

理由なしに申込みの撤回・契約の解除——訪問販売（特定商取引 9 I）：8 日間

事例 6-a では

クーリング・オフの特徴

クーリング・オフができない場合

- ・その全部の履行が契約の締結後直ちに行われることが通例である役務の提供であつて、契約の締結後直ちに履行された場合（特定商取引 26Ⅲ、特定商取引令 13）
【例】路上勧誘+マッサージ
- ・その販売条件・役務の提供条件についての交渉が相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品・役務の販売・提供（特定商取引 26Ⅳ①、特定商取引令 14） 【例】自動車の販売
- ・契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務の提供（特定商取引 26Ⅳ②、特定商取引令 15）
【例】電気・ガスの供給、葬式のための祭壇の貸与その他の便益の提供
- ・その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品を使用し、または、その全部もしくは一部を消費（特定商取引 26Ⅴ①、特定商取引令 16・別表 3） 【例】化粧品
- ・相当の期間品質を保持することが難しく、品質の低下により価額が著しく減少するおそれがある商品を引き渡されたとき（特定商取引 26Ⅴ②、特定商取引令による指定なし） 【例】生鮮食料品
- ・3000 円未満の現金取引（特定商取引 26Ⅴ③、特定商取引令 17）

(4)通信販売（特定商取引 2Ⅱ、特定商取引則 2）

カタログ販売、ネット販売等

クーリング・オフなし